

令和 6 年度都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者 募集要項

1 業務の目的

本業務は、都城市（以下「本市」という。）が推進する「肉と焼酎のふるさと・都城」を全国へ発信するPR戦略の一環として、ふるさと納税を活用するため、本市にふるさと納税をされた者（以下「寄附者」という。）へ贈る「お礼の品（以下「返礼品」という。）」の調達から発送、その他関連業務について、実績やノウハウを有する専門事業者へ委託し、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 発注者 | 本市 |
| (2) 名称 | 都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務 |
| (3) 場所 | 本市が指示する場所 |
| (4) 業務内容 | 別紙 1「仕様書」のとおり |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (6) 事業者が取り扱う返礼品の指定 | なし |

3 募集スケジュール

内 容	スケジュール
選定審査会の発足	令和 6 年 6 月 2 6 日（水）
公表日	令和 6 年 6 月 2 6 日（水）
参加表明書の受付	令和 6 年 6 月 2 6 日（水）から令和 6 年 7 月 9 日（火）まで
事業者募集に関する説明会	[第 1 回] 令和 6 年 7 月 4 日（木）14:00～15:00 [第 2 回] 令和 6 年 7 月 5 日（金）14:00～15:00
一次審査の実施	令和 6 年 7 月中旬～7 月下旬
一次審査の選定結果通知	令和 6 年 7 月下旬（予定）
二次審査の実施	令和 6 年 8 月上旬～8 月中旬
二次審査の選定結果通知	令和 6 年 8 月下旬（予定）
合格事業者向け業務説明会	[第 1 回] 令和 6 年 9 月 1 1 日（水）15:30～17:00（予定） [第 2 回] 令和 6 年 9 月 1 2 日（木）15:30～17:00（予定）
契約締結日	随時

※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

4 募集事業者数

15事業者以内とする。

5 参加資格要件

提案に参加する者は、本市ふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること、また、各種法律、条例等に沿った生産、製造、販売を行っており、必要な有資格者等が配置されており、次に掲げる資格要件をすべて満たすこととする。

- (1) 本市のふるさと納税推進事業目的に賛同していること。
- (2) 別紙 1「仕様書」で示された業務を確実に履行できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなさ

れている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 市内に本店、支店又は営業所等を有する者（法人又は個人）であること。
- (7) 市税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (8) 社会的信用を失うおそれがないこと。
- (9) 背信行為又は公序良俗に反する行為がないこと。
- (10) 返礼品の提供に当たり、必要な許可、認可等の取得及び適用される関係法令等に沿った生産、製造、販売を行っていること。
- (11) 総務省告示第 179 号第 5 条（地場産品基準）に適合する返礼品を提供すること。
- (12) 返礼品の品質管理及び安定的な供給ができること。

6 事業者募集に関する説明会

下記日程で、事業者募集に関する説明会を開催する。

(1) 開催日時

[第 1 回] 令和 6 年 7 月 4 日（木）14:00～15:00

[第 2 回] 令和 6 年 7 月 5 日（金）14:00～15:00

(2) 会場

[第 1 回] 中央公民館（姫城地区公民館） 視聴覚室

[第 2 回] 中央公民館（姫城地区公民館） 視聴覚室

(3) 内容

- ・都城市ふるさと納税に関する説明
- ・令和 6 年度事業者募集・審査基準に関する説明
- ・立入調査に関する説明
- ・質疑応答 等

※第 1 回、第 2 回共に説明内容は同じ

(4) 参加について

説明会に参加を希望する者は、開催日の前日正午までに「13 応募・問合せ先」に記載している電話番号またはメールアドレス宛に、参加の意向を伝えること。

なお、説明会の出欠は、審査に影響しない。

会場の都合上、1 事業者あたりの参加人数は 2 名以内とすること。

7 参加表明及び提出書類等

本事業に参加を表明する事業者（以下、「募集事業者」という。）は以下の要領で必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

別紙 2「提出書類一覧」に示す書類を別紙 3「提出書類の作成要領」のとおり作成すること。

(2) 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

また、別紙 2「提出書類一覧」のうち【役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書】については、作成したエクセルファイルを併せて「13 応募・問合せ先」に記載されている E-mail にも提出すること。

なお、持参する場合は受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

提出期間： 令和6年6月26日（水）から令和6年7月9日（火）まで

受付時間： 午前9時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下、「平日」という。）とする。

提出部数： 正本1部、副本5部（副本は複写でも可とする。）

（3） 質問の受付及び回答

受付期間： 令和6年7月5日（金）まで。

提出方法： 質問書（様式第7号）を電子メールで提出すること。

提出先： 「13 応募・問合せ先」と同じ。

回答方法： 令和6年7月8日（月）までに、随時、市のホームページ上で回答する。
個別回答は行わない。

（4） 辞退

参加表明書提出後、提案を辞退する者は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

8 審査方法

（1） 一次審査（書類審査）

募集事業者から提出された書類等について、別紙4「審査の流れについて」に基づき審査を行う。

一次審査の結果は、7月下旬頃に募集事業者宛て書面にて結果を通知する。

※審査会は「令和6年度都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者選定審査会」を設置し行うものとする。

※審査会の設置基準は別紙5に定める「令和6年度ふるさと納税令和6年度都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者選定審査会設置基準」による。

（2） 二次審査（立入調査）

一次審査を通過した募集事業者を対象とし、本市ふるさと納税局指導管理担当による立入調査を実施する。

立入調査では、加工場等において、現段階での計画（仕入れから返礼品発送に至るまでどのように計画しているか、募集事業者が適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備しているか等）をメインに、衛生環境なども含め、現場で調査・ヒアリングを実施する。

二次審査の結果は、8月下旬頃に一次審査を通過した募集事業者宛て書面にて結果を通知する。

なお、二次審査では、立入調査の調査・ヒアリング内容と共に、本市が指定する信用調査会社（以下「調査会社」という。）が作成した企業情報を参考資料とする。

したがって、一次審査を通過した募集事業者のうち、調査会社が企業情報を取得していない場合は、調査会社による調査を行うものとし、その実施時期は二次審査と同じ時期とする。

二次審査を通過した事業者をふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者（以下、「合格事業者」という。）とする。

9 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、本市に指示すること。

10 合格事業者向け業務説明会

合格事業者を対象とした業務説明会を以下の日程で予定している。合格事業者はいずれかの日程で必ず参加をすること。

[第1回] 令和6年9月11日(水) 15:30～17:00(予定)

[第2回] 令和6年9月12日(木) 15:30～17:00(予定)

※第1回、第2回共に説明内容は同じ

※確定日時、会場等については合格事業者へ別途通知する。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

事業者と本市の間で、立入調査の実施結果、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則(平成18年規則第65号)第119条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、月払とする。

イ 事業者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

12 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 必要とする書類の提出がなかった場合

イ 必要とする調査に協力しない場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

エ その他事業者として選定するにふさわしくないと本市が認める場合

(2) 本提案に係る募集事業者側の費用は、全て募集事業者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。

(5) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(6) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(7) 提出された書類について虚偽の記載や二次審査における立入調査で虚偽の報告・発言をした場合は、参加表明を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

13 応募・問合せ先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

【ふるさと納税局】

電話：0986-23-2452(直通)

E-mail：furuno05@city.miyakonojo.miyazaki.jp

furuno07@city.miyakonojo.miyazaki.jp

furuno09@city.miyakonojo.miyazaki.jp